

平成31年第1回広尾町議会定例会 第4号

平成31年3月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 5 議案第32号 町道の路線の認定について
- 6 議案第22号 平成31年度広尾町一般会計予算について
- 7 議案第23号 平成31年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 8 議案第24号 平成31年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 9 議案第25号 平成31年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 10 議案第26号 平成31年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 11 議案第27号 平成31年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 12 議案第28号 平成31年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 13 議案第29号 平成31年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 14 議案第30号 平成31年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 15 議案第31号 平成31年度広尾町水道事業会計予算について
- 16 発議第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について
- 17 発議第 2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の見直しを求める意見書の提出について
- 18 発委第 1号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 8番 渡 辺 富久馬 | 9番 小 田 英 勝 |
| 10番 小 田 雅 二 | 11番 旗 手 恵 子 |
| 12番 浜 頭 勝 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（1名）

- 7番 星 加 廣 保

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
兼会計管理	者	白	石	基
兼出納室	長	白	石	基
出納室長補	佐	山	畑	貴
総務課	長	白	石	基
総務課参	事	松	田	典
総務課長補	佐	沖	田	美
併総務課参	事	西	内	努
併総務課主	幹	折	笠	和
併総務課主	幹	山	岸	一
企画課	長	長	田	弘
企画課長補	佐	宝	泉	大
住民課	長	齊	藤	津雄
住民課長補	佐	佐	藤	美
住民課長補	佐	楠	本	美
兼住民課長補	佐	村	上	子
保健福祉課	長	山	崎	彦
兼老人福祉センター	長	山	崎	彦
保健福祉課長補	佐	佐	藤	美
地域包括支援センター	長	菅	原	恵
健康管理センター	長	村	上	子
兼養護老人ホーム	所長	浜	頭	力
養護老人ホーム	次長	金	石	義
特別養護老人ホーム	所長	浜	頭	力
兼特別養護老人ホーム	次長	金	石	義
農林課	長	平	井	則
農林課長補	佐	寺	井	真
兼町営牧場	長	平	井	則
水産商工観光課	長	雄	谷	裕
水産商工観光課長補	佐	室	谷	宏
建設水道課	長	小	川	司
建設水道課参	事	北	藤	通
建設水道課長補	佐	前	田	一
				靖晃晃裕晃哲一博雄吉美津直直洋勝勝清樹洋輝輝浩浩幸直浩盛憲

兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	森	谷		亨
国 保 病 院 事 務 長	渡	辺	將	人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長	松	田	哲	典
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹	美 恵
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社 会 教 育 課 長	早	川		修
社 会 教 育 課 参 事	奥	村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	早	川		修
兼 図 書 館 長	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	道		淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局 長		西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道	淳	一
総 務 係 長	保	坂	一 也
総 務 係 主 事	林	菜	々 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月13日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

また、町長から報告2件、議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 報告第1号～日程第4 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてと日程第4、報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第1号から報告第2号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

1ページであります。

3月5日に行政報告いたしました排雪作業中の事故に伴う損害賠償の和解と賠償額及び執行に要する予算について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第1号についてであります。

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

停車中の車両に対する事故であり、町側の過失となりますので、相手方の損害額の全額を町が支払うものであります。

事故の相手方、事故の概要及び和解の内容、損害賠償額については、記載のとおりであります。

専決処分の日につきましては、平成31年3月7日であります。

次に、報告第2号であります。

4ページの専決処分書であります。

報告第1号の専決処分で損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の……

- 1、議長（堀田） 町長、申しわけない。ちょっととめてもらっていいですか。
暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

再開します。

町長、報告願います。

- 1、町長（村瀬） それでは、報告第1号から第2号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

議案1ページであります。

3月5日に行政報告いたしました排雪作業中の事故に伴う損害賠償の和解と賠償額及び執行に要する予算について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第1号についてであります。

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したものであります。

議案書2ページであります。

専決処分書です。

停車中の車両に対する事故であり、町側の過失となりますので、相手方の損害額の全額を町が支払うものであります。

事故の相手方、事故の概要及び和解の内容、損害賠償額につきましては、記載のとおりであります。

専決処分の日につきましては、平成31年3月7日であります。

次に、報告第2号であります。

4ページの専決処分書であります。

報告第1号の専決処分で損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年度広尾町一般会計補正予算（第11号）を同日の平成31年3月7日付で専決処分させていただきました。

次、5ページであります。別紙の平成30年度広尾町一般会計補正予算（第11号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次、6ページの第1表であります。

7款2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費、22節自動車事故損害賠償金に10万9,000円を計上するものであります。

12款予備費につきましては、財源調整したものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第1号から報告第2号 専決処分の報告を終わります。

◎日程第5 議案第32号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第32号 町道の路線の認定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第32号 町道の路線の認定について提案理由を申し上げます。

別紙の追加議案資料もあわせてごらんをいただければと思います。

本案は、宝浜海岸道路起点の字ビタタヌンケ2番地地先から終点の字タンネソ16番地2地先の総延長2,613.74メートルの区間につきまして、国道336号線新宝浜トンネルの開通に伴い、廃道となる旧国道部分を道路法第8条第2項の規定により町道として認定するものであります。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第32号 町道の路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号～日程第15 議案第31号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第22号 平成31年度広尾町一般会計予算についてから日程第

15、議案第 31 号 平成 31 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 10 件を一括議題とします。

本案 10 件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（小田） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成 31 年第 1 回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日。平成 31 年 3 月 6 日、12 日、13 日であります。

2、事件及び審査の結果。事件の番号、議案第 22 号 平成 31 年度広尾町一般会計予算についてから議案第 31 号 平成 31 年度広尾町水道事業会計予算についてを審査いたしました。

審査の結果、議案第 22 号から議案第 31 号までの 10 件を「原案のとおり可決すべき」と決定したものであります。

以上、報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第 22 号 平成 31 年度広尾町一般会計予算についての 1 件と議案第 23 号 平成 31 年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第 31 号 平成 31 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 9 件を 2 つに分けて討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 1 件と議案第 23 号から議案第 31 号までの 9 件を 2 つに分けて討論・採決を行うことに決しました。

初めに、議案第 22 号 平成 31 年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4 番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4 番（前崎） 議案第 22 号 平成 31 年度広尾町一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

今日、住民生活を支え、福祉向上を図る責務を有する自治体として、高齢者や障がい者、低所得者など社会的弱者など支援に力を注ぐことが肝要であります。しかし、平成 30 年度から公衆浴場使用料が引き上げられたことにより、3 割近い大人の利用者が利用を控える結果となっております。とりわけ子育て世帯の利用者さんの減少が顕著となっており、速やかに軽減策を講じるべきであります。

また、子ども農山漁村のホームステイ受け入れ交流事業について、趣旨は理解をするとしても、その費用は荒川区もしくは参加者が負担すべきものであり、財政が厳しい本町が負担することは、到底町民の理解は得られません。加えて、2泊3日のホームステイを企画する委託料として、176万7,000円もの多額の委託料を支出することは、断じて容認できるものではありません。長崎県西海市との本町児童との交流事業は3泊4日の日程で交互交流しておりますが、全て職員の手づくりであり、その格差は歴然としており、余りにも乖離しております。さらに、本町の児童が西海市を訪問する際は、1人当たり2万7,000円の個人負担を徴収しており、さらには中高生の海外派遣事業の旅費の一部を参加者の自己負担としておりますが、この負担を軽減することが本町として取り組むべきものであります。

全国でも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものではありません。加えて、建設後30年以上が経過し、基金残高も3,000万円まで減少しております。速やかに運営形態の見直しをすべきものであります。

よって、本予算案に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番（北藤） 私は、議案第22号 平成31年度広尾町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

31年度予算案は、償還財源として基金を取り崩す厳しい予算編成になりましたが、産業振興の継続、子育て支援として医療費助成など、さらには妊婦健診の助成、妊産婦の通院費助成などを引き続き行う内容です。また、教育においても、広尾高校の存続に向けた取り組みを継続するとともに、コミュニティ・スクール事業などを進める内容です。

一方、財政運営においては、今後の厳しい見通しが示されました。安定した財政運営を続けていくため、第5次行政改革に取り組み、健全な財政基盤の確立に努めていただくことを申し上げ、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田^{おだ}雅二議員、登壇願います。

1、10番（小田^{おだ}） 引き続き反対討論させていただきますが、先ほどの他の議員の反対討論とほぼ同一ですが、お聞きください。

この平成31年度の一般会計の予算の中に、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業があり、これについては再三にわたりいろんな角度から問題点を提起させていただいていると同時に、多くの町民からも疑問の声をいただいています。

東京都荒川区から来る生徒、先生約70名の飛行機運賃の経費をほぼ全額広尾町の負担で行うこの

事業は、この運賃の約 400 万円を含め約 820 万円強となっています。普通の交流事業と異なり、一方的に本町に来ていただいて、一方的に広尾町だけが費用を負担するという、全国どこにもない内容の交流事業を、国の補助がなくなった今でも継続する、その町の姿勢には理解できません。

今回の予算委員会の中で、住民目線に立った個別の予算の増加等を求めるほかの委員からの質疑が多くありましたが、町は、二言目には町の厳しい財政という理由で、向き合ってきていただけないのが現状であります。本当に厳しい状況であれば、このホームステイ事業については大きく見直されるべきではないでしょうか。企業版ふるさと納税の原資を使うからといって、そのことについては認めるわけにはいきません。これは大きな過ちです。そのような原資を編み出せるのであれば、ふるさと納税の目的から考えて、広尾町自体の活性化あるいは広尾町の子どもたち、そして福祉、教育に向けられたものに転換するのが、町及びこの議会に課せられた使命と言えます。

よって、この予算案に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第 22 号 平成 31 年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第 23 号 平成 31 年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第 31 号 平成 31 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 9 件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案 9 件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は討論を省略します。

これより議案第 23 号 平成 31 年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第 31 号 平成 31 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 9 件を一括採決します。

お諮りします。本案 9 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案 9 件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第 16 発議第 1 号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番（志村） 発議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤職員は、延べ6万3,000人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっている。

また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方である。

こうした中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立した。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

ついては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図ること。

3、パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

4、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第2号

1、議長(堀田) 日程第17、発議第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番(前崎) 発議第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の見直しを求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

次のページ、お開きを願います。

国民健康保険制度がスタートした1960年代、国民健康保険に加入する世帯の4割が「農林漁業」、3割が「自営業」だったが、現在は、年金生活者など「無職」が4割、非正規労働者などの「被用者」が3割になっている。国保加入世帯の平均所得では、1990年代前半の「276万円」から2015年度には、「138万円」にまで落ち込んでいる。

1984年の国保法改定で定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国の財政負担が後退し、総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、2015年度20.3%にまで低下した。

国保加入者の貧困化と高齢化が進む中、国保料(税)の引き上げが続き、支払い能力の限界を超えている。国保の構造的な危機を打開するために、全国知事会・全国市長会・全国町村会などが要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府に求めた。

国保料(税)が協会けんぽなどと比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という保険料(税)の算定方法にある。「均等割」は“人数”に応じて課税する税制であり、家族に子どもが増えると負担が重くなり、子どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな負担軽減を進めている地方自治体の努力に逆行するものである。

よって、国に対し、子育て支援の観点から国保料(税)における子どもの均等割を見直しをすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をする。

なお、札幌市議会でも同趣旨で平成30年の3定で議決をしているものであります。
議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 発委第1号

1、議長（堀田） 日程第18、発委第1号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発委第1号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

記といたしまして、1、調査期間は、平成31年第1回定例会終了後から次の定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの運営状況について、（2）、認定こども園の運営状況について。

産業常任委員会、（1）、公営住宅の入居状況と維持管理について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成31年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分